

議案第24号

大田原市から北那須流域関連那須塩原市公共下水道への区域外流入について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、下記の公
の施設の区域外流入について那須塩原市と協議するため、同条第3項の規定により議会の
議決を求める。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 施設の名称 北那須流域関連那須塩原市公共下水道
- 2 流入場所 中央2-1 処理分区
- 3 設置箇所 大田原市加治屋83番621
- 4 申請者（区域外流入をしようとする者）に対する使用条件
 - (1) 那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）及び那須塩原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱（令和2年那須塩原市企業管理告示第6号）を遵守すること。
 - (2) 関係法令に定められた申請に係る書類等は、那須塩原市上下水道部整備課に提出すること。
 - (3) 下水道使用料は、那須塩原市に納付すること。